

特定非営利活動法人高知ダルク 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人高知ダルク(以下「この法人」という。)が、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 情報公開の対象書類の閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、インターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(インターネットによる情報公開)

第5条 この法人は、下記の書類について広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

(1)定款

(2)事業報告、貸借対照表及び活動計算書、財産目録

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事会が定め、実施する。実施に当たっては、個人情報が含まれる部分を除外する等、適切に行う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年1月28日から施行する